

○岡山県市町村職員共済組合被扶養者認定事務取扱要領

平成18年11月24日

制定

改正 平成22年6月1日

平成27年11月30日

平成28年5月31日

令和2年2月28日

(趣旨)

第1条 この要領は、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下「法」という。）

第2条第1項第2号、第55条及び法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号。以下「施行規程」という。）第2条の2、第94条並びに法運用方針（昭和37年自治甲公第10号。以下「運用方針」という。）法第2条関係第1項第2号に定める被扶養者認定に関する事務取扱の細目について定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 「子」とは、実子及び養子をいう。また、子が養子縁組により他人の養子となった場合においても、実父母にとって子であることは変わらない。
- 二 「父母」とは、実父母及び養父母をいう。
- 三 「孫」とは、実子の実子、実子の養子、養子の実子及び養子の養子をいう。
- 四 「祖父母」とは、実父母の実父母、実父母の養父母、養父母の実父母及び養父母の養父母をいう。
- 五 「兄弟姉妹」とは、実父母の子である兄弟姉妹及び養父母の子である兄弟姉妹をいう。
- 六 「三親等内の親族」とは、別表1に掲げる三親等内の血族及び姻族をいう。
- 七 「組合員と同一世帯に属する」とは、組合員と生計を共にし、かつ、同居している場合をいう。ただし、病院勤務の医師や看護師のように勤務上別居を要する場合若しくはこれに準ずる場合又は転勤等に際して自己の都合により一時的に別居を余儀なくされる場合には、同居していることを要しない。

また、上記者のほか、同一敷地又は隣接の場合も同一世帯とみなす。

(被扶養者の範囲)

第3条 被扶養者とは、次に掲げる者（後期高齢者医療の被保険者等及びその他健康保険法

第3条第7項ただし書に規定する特別の理由がある者に準じて次条第1項に定める者を除く。)で主として組合員の収入により生計を維持するものであって、日本国内に住所を有するもの又は外国において留学をする学生その他の日本国内に住所を有しないが渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められるものとして次条第2項に定めるものをいう。ただし、共済組合(法律に基づく共済組合で短期給付に相当する給付を行うもののすべてをいう。)の組合員、健康保険の被保険者である者は、これを被扶養者として取り扱わない。(法第2条第1項第2号及び運用方針法第2条関係第1項第2号1)

- 一 組合員の配偶者(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
 - 二 組合員と同一世帯に属する三親等内の親族で前号に掲げる者以外のもの
 - 三 組合員の配偶者で届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものの父母及び子並びに当該配偶者の死亡後におけるその父母及び子で、組合員と同一の世帯に属するもの
- (国内居住要件)

第3条の2 次に掲げる者は、法の被扶養者に該当しない。(施行規程第2条の2第1項)

- 一 日本の国籍を有しない者であって、「医療滞在ビザ」で来日した者
 - 二 日本の国籍を有しない者であって、「観光・保養を目的とするロングステイビザ」で来日した者
- 2 次に掲げる者は、日本国内に生活の基礎があると認められるものとして被扶養者に該当する。(施行規程第2条の2第2項)
- 一 外国において留学をする学生
 - 二 外国に赴任する組合員に同行する者
 - 三 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者
 - 四 組合員が外国に赴任している間に当該組合員との身分関係が生じた者であって、第2号に掲げる者と同等と認められるもの
 - 五 前各号に掲げる者のほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者
- (被扶養者に該当しない者)

第4条 次に掲げる者は、「主として組合員の収入により生計を維持する者」に該当しない。

(運用方針法第2条関係第1項第2号2、平成5年保発通達)

- 一 その者について当該組合員以外の者が一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。）第11条第1項の規定に相当する給与条例の規定による扶養手当又はこれに相当する手当を地方公共団体、国その他から受けている者
- 二 組合員が他の者と共同して同一人を扶養する場合において、社会通念上、その組合員が主たる扶養者でない者
- 三 年額130万円（以下「認定基準額」という。）以上の所得がある者。ただし、その者の所得の全部若しくは一部が国民年金法（昭和34年法律第141号）及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく年金たる給付その他の公的な年金たる給付（以下「公的年金等」という。）のうち障害を支給事由とする給付に係る所得である場合又は60歳以上の者であってその者の所得の全部若しくは一部が公的年金等に係る所得である場合にあつては、年額180万円以上の所得がある者とする。
- 四 組合員の年間収入の2分の1以上の所得がある者
（生計維持関係）

第5条 「主として組合員の収入により生計を維持する」ことの認定に関しては、一般職給与法第11条第2項に規定する扶養親族に係る扶養の事実の認定の例及び健康保険法（大正11年法律第70号）における被扶養者の認定の取扱いを参酌して行うものとする。（法施行令（昭和37年政令第352号）第3条）

- 一 18歳以上60歳未満の者にあつては、通常稼働能力を有するものと考えられるが、次に掲げる者で主として組合員の収入により生計を維持されている者は、被扶養者とする。
 - ア 一般職給与法第11条に相当する給与条例の規定により扶養親族（給与条例の適用を受けない組合員にあつては、これに相当するもの）とされている者
 - イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校又は同法第124条に規定する専修学校若しくは同法第134条に規定する各種学校の学生（定時制課程の学生、通信制課程の学生、夜間課程の学生及び通信による教育を受けている学生を除く。）
 - ウ 所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第33号又は第34号に規定する控除対象配偶者又は扶養親族とされている者
 - エ 病気又は負傷のため就労能力を失っている者
 - オ 前記アからエの者を除き、扶養事実及び扶養しなければならない事情を具体的に調査確認して、組合員が扶養することについて正当な理由があると理事長が認めた者
- 二 夫婦共同扶養の場合（昭和60年社会保険各省連絡協議会通知）

夫婦が共同して扶養している場合における被扶養者の認定に当たっては、下記アからウを参考として、家計の実態、社会通念等を総合的に勘案して行う。

ア 被扶養者とすべき者の員数にかかわらず、年間収入（申告書が提出された日の属する年の前年分の年間収入とする。以下同じ。）の多い方の被扶養者とするを原則とすること。

イ 夫婦双方の年間収入が同程度（収入の差が1割程度）である場合は、被扶養者の地位の安定を図るため、届出により、主として生計を維持する者の被扶養者とする。

ウ 共済組合の組合員に対しては、その者が主たる扶養者である場合に扶養手当等の支給が行われることとされているので、夫婦の双方又はいずれか一方が共済組合の組合員であって、その者に当該被扶養者に関し、扶養手当又はこれに相当する手当の支給が行われている場合には、その支給を受けている者の被扶養者として差し支えないこと。

三 父母等の扶養認定について

夫婦の扶助義務の観点から、夫婦（父母）の一方が認定基準額未満の所得の場合であっても、双方の収入を合算したとき、その収入額が別表2に定める認定基準額以上又は組合員の年間収入の2分の1以上の場合には、原則として「主として組合員の収入により生計を維持する者」に該当しないものとする。

父母等夫婦のいずれか一方のみを認定する場合、次のアからオのすべてを満たしていることを原則とする。

ア 対象者の収入が認定基準額未満で、組合員の収入により生計を維持していること

イ 対象者の配偶者が国民健康保険又は後期高齢者医療制度に加入していること

ウ 父母等の収入の合算額が別表2に定める認定基準額未満であること

エ 父母等の収入の合算額が組合員の年間収入の2分の1未満であること

オ その世帯の中で組合員の収入が最も多いと判断されること

四 扶養義務順位が下位にある場合の扶養認定について

認定対象者について、組合員より扶養義務が先順位にある者がいる場合、その者に扶養能力がないことを確認し、認定する。

五 前各号において、被扶養者の認定を行うことが実態と著しくかけ離れたものとなり、かつ、社会通念上妥当性をかくこととなると認められる場合には、その具体的事情に照らし最も妥当と認められる認定を行うものとする。

（被扶養者認定上の「所得」の取扱い）

第6条 被扶養者認定における「所得」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）上の所得をさすものではなく、被扶養者として認定しようとするとき及び将来にわたって恒常的に取得できると見込まれる次に掲げる所得の年間の収入総額をいう。（運用方針法第2条関係第1項第2号3）

一 給与所得（給料・賞与・手当・賃金等）

ア 勤務開始日（恒常的收入が変化した日）より一年間の恒常的な総所得推計額（各種社会保険料等控除前の収入総額）

イ 給料額が、月額108,333円を恒常的に超えることが見込まれる場合は、認定基準額を超える収入があるものとして取扱う。

二 年金所得（非課税所得とされる遺族・障害を給付事由とする年金を含めた公的年金及び恩給、農業者年金、個人年金等）

個人年金においては、支給額を所得として取扱う。

三 農業・事業・不動産所得（農業、事業から生じる収入及び土地、家屋等の賃貸による収入等）

農業、事業から生じる収入及び土地、家屋等の賃貸による収入については、総収入金額から、当該収入を得るために社会通念上明らかに必要と認められる経費についてのみ控除した額を、その者の農業、事業及び不動産所得として取扱う。（別表3）

四 利子所得（預貯金利息、株式配当金、有価証券利息等）

五 その他の所得（失業給付、社会保険各法に基づく休業給付金等）

雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく失業給付若しくは社会保険各法に基づく休業給付金を受給している場合、受給額等の日額が3,612円以上の者について、その受給期間中は認定基準額を超える恒常的な収入があるものとして取扱う。

六 組合において、前各号に準じる所得と認定した収入

（認定の効力と消滅）

第7条 新たに組合員となった者に被扶養者となるべき者がある場合にはその者が組合員となった日から、組合員に新たに被扶養者の要件を備える者が生じた場合にはその事実が生じた日から、それぞれ被扶養者の認定の効力を生じる。ただし、被扶養者の認定申告が組合員となった日又はその事実の生じた日から30日以内になされない場合には、その届出を受けた日から認定の効力を生じるものとする。（法第55条第2項）

一 「事実が生じた日」とは、次に掲げる日とする。

ア 出生の場合 出生の日

- イ 婚姻の場合 婚姻日又は事実上婚姻関係と同様の事情が生じた日
- ウ 配偶者等が会社等を退職した場合 退職日の翌日又は健康保険等の資格喪失日
- エ 同居により扶養事実が生じた場合 同居を始めた日
- オ その他 事実の発生した日又は事実が明らかとなった日

二 「届出を受けた日」とは、所属所の共済事務担当課（係）において被扶養者申告書を受け付けた日をいう。

2 被扶養者の資格は、その要件を「欠くに至った日」から消滅する。

一 「欠くに至った日」とは、次に掲げる日とする。

- ア 死亡の場合 死亡した日の翌日
- イ 離婚の場合 離婚した日又は事実上婚姻関係がなくなった日
- ウ 年金改定により認定基準額を超えることとなった場合 年金受給者が、改定通知書により年金額を知り得た日
- エ 就職により健康保険等の被保険者となった場合 資格取得日
- オ 収入が認定基準額を超える場合 収入が恒常的に月額108,333円を超えることを申し出た日
- カ 雇用保険を受給する場合 受給開始日（月額3,612円以上の者）
ただし、離職理由が「一身上の都合」以外のときは、7日間の待機期間終了後、すぐに支給開始となるため、待機期間中も認定しない。
- キ 同居要件のある者が別居した場合 別居した日
- ク その他 事実が発生した日又は事実が明らかとなった日

（被扶養者の申告）

第8条 組合員が、被扶養者の認定申告又は取消申告をしようとするときは、被扶養者申告書に組合員証等のほか、被扶養者の資格要件を確認する資料として別表4に定める書類を添付し、所属所長を経由して組合に提出しなければならない。

ただし、扶養手当の支給される配偶者及び18歳未満の子については、添付書類は省略することができる。

（別居の扶養認定について）

第9条 別居の場合は、組合員からの定期的な経済的援助（仕送り等）、他の扶養義務者の有無等の調査確認を行い、主として組合員の収入により生計を維持していることの実情を勘案して認定するものとする。

一 別居時の生計維持関係を確認するための基準として次に掲げる。

ア 組合員の仕送り額は、別居世帯の総収入の2分の1を超えること

イ 仕送り額は、組合員の年収の3分の1未満であること

ウ 対象者に収入が認定基準額以上の配偶者がいる場合には、その配偶者が国民健康保険又は後期高齢者医療制度に加入しており、組合員の仕送り額がその配偶者の収入を超えること

エ 原則、仕送り額を含めた対象者の収入は認定基準額未満であること。ただし、仕送り額は別居世帯の人数で除したものとし、対象者から配偶者及び18歳未満の子並びに第5条に規定する学生の子を除く

オ 原則、仕送り額を含めた父母の収入は別表2に定める認定基準額未満であること

カ 仕送り額を含めた別居世帯1人当たりの生計費が、仕送り額を差し引いた組合員世帯（組合員を含む被扶養者の世帯をいう。以下同じ。）1人当たりの生計費を超えないこと

二 生計費は、世帯収入を世帯人数で除して得た額とする。ただし、組合員世帯の収入に被扶養者の収入は含まない。

（特別養護老人施設等へ入所する者の取り扱い）

第10条 組合員と同一の世帯に属することが被扶養者としての要件である者（かつて、組合員と住居を共にしていた者に限る。）が、次に掲げる施設に入所することとなった場合においては、病院又は診療所に入院する場合と同様に、一時的な別居であると考えられることから、なお組合員と住居を共にしていることとして取り扱い、その他の要件に欠けるところがなければ、被扶養者の認定を取り消す必要はない。

また、次に掲げる施設以外の施設に入所する場合であっても、施設の性格、入所する者の状態に照らし、個別具体的な事例に即して、一時的な別居であると認められるときは、なお組合員と住居を共にしているとして取り扱うこと。

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者授産施設

精神薄弱者福祉法（昭和35年法律第37号）に規定する精神薄弱者更正施設及び精神薄弱者授産施設

老人保健法（昭和57年法律第80号）に規定する老人保健施設

なお、前記取扱いによる被扶養者の認定は、現に当該施設に入居している者（かつて、組合員と住居を共にしていた者に限る。）の被扶養者の届出があった場合についても、これに準じて取り扱う。

（資格調査）

第11条 共済組合は、毎年1回被扶養者の状況について資格調査を行うものとし、被扶養者としてその要件を具備していないことが判明した場合、認定を取消すものとする。これにより医療費等の給付が過誤給付となったときは、組合員にその返還を請求するものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、理事長が定める。

附 則

この要領は、平成18年5月31日から施行する。

附 則（平成22年6月1日）

この変更は、平成22年6月1日から施行し、平成22年10月1日から適用する。

附 則（平成27年11月30日）

この改正は、平成27年11月30日から施行し、同年10月1日より適用する。

附 則（平成28年5月31日）

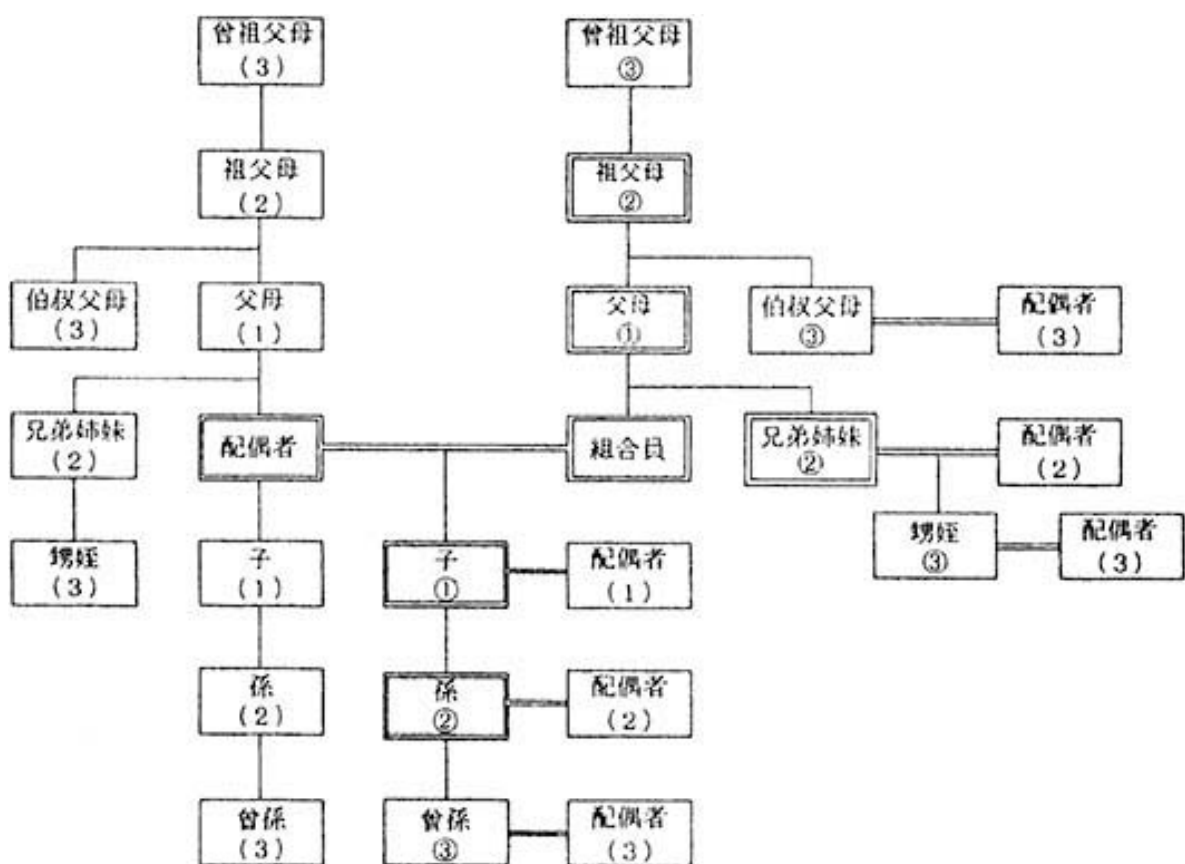
この改正は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（令和2年2月28日）

この改正は、令和2年4月1日から施行する。

別表1（第2条関係）

三親等内の親族表



(注) ①、②、③は血族の親等を(1)、(2)、(3)は姻族の親等を示します。

□は、同一世帯に属することを要件とします。

=は、婚姻関係を示します。

別表2 (第5条関係)

父母(夫婦)等を認定する場合の認定基準額一覧表

	父母いずれか(A)	Aの配偶者(B)	認定基準額	被扶養者として認定、否認定	
	年間所得推計額①	年間所得推計額②	①+②	(A)	(B)
父母ともに年金受給者でない場合	130万円未満	130万円未満	234万円未満	○	○
	130万円以上	130万円未満	234万円未満	×	○
	130万円未満	130万円未満	234万円以上	×	×
	130万円以上	130万円未満	234万円以上	×	×
父母いずれかが年金受給者(A)でそ	180万円未満	130万円未満	264万円未満	○	○
	180万円以上	130万円未満	264万円未満	×	○

の配偶者(B)が年金受給者でない場合	180万円未満	130万円未満	264万円以上	×	×
	180万円以上	130万円未満	264万円以上	×	×
父母ともに年金受給者の場合	180万円未満	180万円未満	288万円未満	○	○
	180万円以上	180万円未満	288万円未満	×	○
	180万円未満	180万円未満	288万円以上	×	×
	180万円以上	180万円未満	288万円以上	×	×

注1 ○印は認定を、×印は否認を示します。

注2 上記年金受給者とは、障害を給付事由とする公的年金受給者又は60歳以上の公的年金受給者をさします。

注3 認定基準額の基礎数値について

1 父母ともに年金受給者でない場合

$$260万円（130万円＋130万円）×90\%＝234万円$$

2 父母のいずれかが年金受給者でその配偶者が年金受給者でない場合

$$310万円（180万円＋130万円）×85\%＝264万円$$

3 父母ともに年金受給者の場合

$$360万円（180万円＋180万円）×80\%＝288万円$$

別表3（第6条関係）

必要経費の取扱い

農業		その他の事業	
認められる経費	認められない経費	認められる経費	認められない経費
小作・賃借料	雇人費	売上原価	広告宣伝費
種苗費	減価償却費	修繕費	接待交際費
素畜費	貸倒金	消耗品費	損害保険料
肥料費	利子割引料	地代・家賃	減価償却費
飼料費	農業共済掛金	◆ 荷造運賃	福利厚生費
農具費	雑費	◆ 水道光熱費	利子割引料
農薬・衛生費	農業専従者控除	◆ 旅費交通費	貸倒金
諸材料費	(家族従業員給与)	◆ 通信費	研修費
修繕費	租税公課	◆ 外注工賃	雑費
動力光熱費			青色申告控除額

作業用被服費			青色専従者控除
荷造運賃手数料			租税公課
土地改良費			給料賃金
ライスセンター使用料			
水利費			

(備考)

- ◆印の経費については、業種や事業内容によって、その所得を得るために必要な経費として認められない場合もあります。
- 被扶養者とは、扶養されなければ生計を自ら立てることができない者であるため、「給料賃金」を経費として支出している者については、共済法上の被扶養者として不適正であると判断し、被扶養者として認定できません。

別表4（第8条関係）

添付書類

被扶養者の状況		必要事項	
パート・アルバイトをしている者	組合員の世帯	該当者の所得	勤務内容証明書
年金受給者	全員の住民票の写し (続柄)	証明書	年金改定通知書の写し又は年金送金通知書の写し ※対象者が年金受給開始年齢に達しているとき、又は遺族年金の受給権がある場合は、年金額が決定するまで認定できません。(試算可)
農業所得・事業所得等のある者	が記載されたもの)		確定申告書の写し及び収支内訳書の写し (確定申告をしていない場合は、市県民税申告書の写し)
養護老人施設等に入所している者	【注意事項】1		施設入所証明書又は契約書等の写し
離職	雇用保険の適用あり	参照	離職票1及び2の写し又は雇用保険受給資格者証の写し
	雇用保険の適用なし		離職証明書等の写しで雇用保険未加入がわかるもの (公務員は不要)
雇用保険の失業給付が支給終了した者			雇用保険受給資格者証の写し (「支給終了」と記載のあるもの)

		※雇用保険を受給中に加入していた健康保険をお知らせください。
雇用形態の変更等により収入が減少した者		健康保険の資格喪失証明書 勤務内容証明書 ※最近3ヶ月以上の給与明細の写しを見せていただくこともあります。
18歳以上の学生		在学証明書又は学生証の写し（入学前の申請時は、入学許可書又は合格通知書の写し）
別居被扶養者（学生は除く）		被扶養者の世帯全員の住民票 被扶養者の世帯全員の所得証明書 最近3ヶ月以上の仕送りの事実を客観的に確認できるもの

【注意事項】

- 1 世帯全員の住民票の写しは、個人番号を利用した情報連携で住所情報を確認するため、省略することができます。ただし、当該情報連携で住所情報が確認できない等、共済組合が必要と認めた場合は、書類の提出を求めることがあります。
- 2 被扶養者の認定を受けようとする者（配偶者と18歳未満の子に限る。）が、所属所の給与条例（国の扶養手当に準じたものに限る）に規定する扶養手当を受けている場合は、世帯全員の住民票及び該当被扶養者の所得証明書の提出を省略することができます。
- 3 扶養手当の支給されない被扶養者がいるときは、被扶養者でない組合員の配偶者の所得証明書も必要です。
- 4 上記の区分において、複数の項目に該当する場合は、それぞれの書類が必要です。
- 5 父母又は祖父母のうち、夫婦の一方のみ認定申告する場合、夫婦両方の収入がわかる書類が必要です。
- 6 共済組合が必要と認めた場合は、上記以外の書類の提出を求めることがあります。